

「必要性のない石木ダム事業は中止するしかありません！」

石木ダム事業認定取消訴訟の長崎地方裁判所判決が7月9日15時に予定されています。それを受けて、原告団と弁護団が、「必要性のない石木ダム事業は中止するしかない」ことを関係省各部署と国会議員に理解いただくことを目的とした東京行動です。

石木ダムのみならず、各地で必要性のない公共事業が土地収用法などを適用して強行されています。無用な事業のために事業予定地住民みなさんの人格権が侵害されている実態を直視し、共に連帯してストップをかけましょう。

◎ 石木ダム事業認定取消訴訟判決を受けての東京行動

詳しくは、<http://suigenren.jp/news/2018/07/02/10800/#a0718> を！

日時 2018年7月18日(水) 13:00~18:00

場所 衆議院第二議員会館 地下1階 第1会議室

内容 ◎ 関係省庁要請

13:00~ 国土交通省 土地収用管理室

14:00~ 国土交通省 治水課・補助ダム担当

14:30~ 厚生労働省 水道課・補助事業担当

◎ 院内集会

16:00~ 原告団・弁護団から報告

国会議員との意見交換

集会宣言

なお、この東京行動は「公共事業チェック議員の会」のご協力をいただいております。

連絡先 公共事業改革市民会議 事務局

遠藤保男 090-8682-8610 mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp